

令和 7 年度

大学院医学系研究科看護学専攻〔博士前期課程〕

学 生 募 集 要 項



浜松医科大学

Hamamatsu University School of Medicine

目 次

【大学院医学系研究科看護学専攻（博士前期課程）概要】

| | |
|----------------|---|
| 1 目 的 | 1 |
| 2 教育目標 | 1 |
| 3 アドミッション・ポリシー | 1 |
| 4 カリキュラム・ポリシー | 1 |
| 5 ディプロマ・ポリシー | 2 |
| 6 昼夜開講・長期履修 | 2 |
| 7 修業年限 | 2 |
| 8 学生定員 | 2 |

【修士論文コース・高度実践看護コース】 4

大学院医学系研究科看護学専攻（博士前期課程）学生募集要項

| | |
|------------------|---|
| 1 募集人員 | 5 |
| 2 専門分野 | 5 |
| 3 高度実践看護コースの専門分野 | 5 |
| 4 出願資格 | 5 |
| 5 個別の入学資格審査 | 6 |
| 6 出願手続 | 6 |
| 7 選抜方法等 | 7 |
| 8 合格発表 | 8 |
| 9 入学手続等 | 8 |
| 10 納付金 | 8 |
| 11 個人情報の取扱い | 9 |

修士論文コース・高度実践看護コース概要

| | |
|----------------|----|
| 1 授業科目の講義等の内容 | |
| 共通科目 | 10 |
| 基盤看護学 | 12 |
| 成熟期看護学 | 12 |
| 成育看護学 | 15 |
| 広域看護学 | 15 |
| 2 専門分野の担当教員等 | 18 |
| 3 授業科目一覧 | 19 |
| 4 修了の要件 | 20 |
| 5 学位の授与 | 20 |
| 6 奨学金制度 | 20 |
| 7 教育研究災害傷害補償制度 | 20 |

| | |
|------------------|----|
| 【助産師養成コース】 | 22 |
|------------------|----|

大学院医学系研究科看護学専攻（博士前期課程）学生募集要項

| | |
|-------------------|----|
| 1 募集人員 | 23 |
| 2 専門分野 | 23 |
| 3 出願資格 | 23 |
| 4 個別の入学資格審査 | 24 |
| 5 出願手続 | 24 |
| 6 選抜方法等 | 25 |
| 7 合格発表 | 26 |
| 8 入学手続等 | 26 |
| 9 納付金 | 26 |
| 10 個人情報の取扱い | 27 |

助産師養成コース概要

| | |
|----------------------|----|
| 1 授業科目の講義等の内容 | |
| 共通科目 | 28 |
| 助産学 | 29 |
| 2 募集区分の担当教員等 | 32 |
| 3 授業科目一覧 | 33 |
| 4 修了の要件 | 34 |
| 5 学位の授与 | 34 |
| 6 修了後の資格 | 34 |
| 7 奨学金制度 | 34 |
| 8 教育研究災害傷害補償制度 | 34 |

| | |
|---------------------------------------|----|
| 災害救助法の適用地域で被災された方々の入学検定料の免除について | 35 |
|---------------------------------------|----|

大学院医学系研究科看護学専攻（博士前期課程）概要

1 目的

大学院医学系研究科看護学専攻（博士前期課程）では、これまで修得した専門的知識・技術を基盤に、科学的思考力、問題解決力、創造性と基礎的な研究能力を養い、高度な実践能力と倫理観を備えた高度専門職業人、教育者及び研究者を養成します。

2 教育目標

- (1) 特定の専門分野での看護実践の場における研究活動を通じて、高度な専門的知識と技術の向上・開発を図る能力を修得する。
- (2) 看護学教育と実践活動の場において、専門性の高い教育的機能を果たす能力を修得する。
- (3) 看護実践を通じて、専門性と倫理観に基づくケアの提供と研究を行える能力を修得する。
- (4) 看護の専門領域に関わる新しい課題にチャレンジできる高度な能力を修得する。
- (5) 文化的、社会的背景を考慮して健康問題をとらえ、国内外で活躍できる高度な能力を修得する。

3 アドミッショントリセ

大学院医学系研究科看護学専攻（博士前期課程）では、これまでに修得した専門的知識・技術を基盤に、科学的思考力、問題解決能力、創造性と基礎的な研究能力を養い、高度な実践能力と倫理観を備えた高度専門職業人、教育者及び研究者を養成することを目的としています。

●求める学生像

(1) 高度な専門知識修得と技術の向上開発を目指す人

保健医療福祉分野における基本的な知識と技術を有する人で、さらに同分野における現在及び将来の諸課題を解決するための、より高度な専門知識の修得と技術の向上開発を目指す人

(2) 専門性の高い教育的能力を修得し、関係分野で活躍する意欲のある人

自律的学修能力と応用能力を有する人で、さらに専門性の高い教育的能力を修得して、変革する保健医療福祉分野のチームのリーダー、教育者、研究者として活躍する意欲のある人

(3) 専門性と倫理観に基づいた研究能力、職務実践能力を修得し、関係分野の発展に貢献したい人

専門性と豊かな人間性、そして生命に携わる者としての高い倫理観を有する人で、さらに研究能力及び職務実践能力を身につけ、保健医療福祉分野の発展に貢献したい人

(4) 新しい課題にチャレンジする意欲のある人

深い洞察力と論理的思考ができ、かつ科学的探究心を有する人で、さらに最新の研究や保健医療福祉分野の動向に目を向け、新しい課題にチャレンジする意欲のある人

(5) 広く社会に貢献する意欲のある人

国際社会や地域社会に貢献するために必要な素養とコミュニケーション能力を有する人で、さらにグローバル化する保健医療福祉分野における諸課題に対応できる能力を修得し、国内外で広く社会に貢献したい人

●入学者選抜の基本方針

「求める学生像」に沿った人材を、大学卒業者だけではなく看護関連業務の実務経験を有する社会人にも積極的に求めています。

修士論文コース・高度実践看護コースでは、英語、小論文、口述試験、成績証明書及び研究志望調書により学力やその他の資質を総合的に評価し、合格者を決定します。

助産師養成コースでは、専門科目の学力検査、小論文、口述試験、成績証明書及び研究志望調書により学力やその他の資質を総合的に評価し、合格者を決定します。

4 カリキュラム・トリセ

大学院医学系研究科看護学専攻（博士前期課程）では、科学的思考力、問題解決能力、創造性と基礎的な研究能力を養うことで、高度な実践力と倫理観を備えた高度専門職業人、教育者及び研究者を養成するため、以下のような教育課程を編成・実施し、学修成果を評価します。

【教育課程編成の考え方及び学習内容・学習方法】

(1) 高度な専門知識と技術の向上開発を図る能力

共通科目及び専門科目を開講し、看護学に関する知識と、健康科学に関する専門的な知識を土台に、その上に基盤看護学、成熟期看護学、成育看護学、広域看護学、助産学の5つの専門分野における高度な知識の修得を図ります。

(2) 専門性の高い教育的能力

共通科目及び専門科目を開講し、変革する保健医療福祉分野のチームのリーダー・教育者として、専門性の高い教育的能力を育成します。

(3) 専門性と倫理観に基づいた研究能力

共通科目及び専門科目を開講し、現在の看護学や看護実践をさらに発展させるための専門性と倫理観に基づ

いた実践能力及び各専門分野における科学的探究能力を育成します。

(4) 新しい課題にチャレンジできる能力

共通科目及び専門科目を開講し、最新の研究や保健医療福祉分野の動向に目を向け、新しい課題にチャレンジできる能力を育成します。

(5) 文化的、社会的背景を踏まえた社会貢献能力

共通科目及び専門科目を開講し、グローバル化する保健医療福祉における健康問題を見据え、国内外で広く社会に貢献できる能力を育成します。

【学修成果の評価方法】

授業科目のシラバスの評価方法に基づき、適正に評価します。修士論文または修了課題に関しては審査委員会における論文・口頭試問の内容、公開研究発表会における発表を審査基準に基づいて評価を行います。

5 ディプロマ・ポリシー

大学院医学系研究科看護学専攻（博士前期課程）では、科学的思考力、問題解決能力、創造性と基礎的な研究能力を養うことで、高度な実践能力と倫理観を備えた高度専門職業人、教育者及び研究者を養成します。

このため、修了時までに以下の力を備えた学生に学位を授与します。

(1) 高度な専門知識と技術の向上開発を図る能力

現在及び将来の保健・医療・福祉分野におけるさまざまな課題を解決するために、研究や理論に裏付けられた高度な問題解決能力。

(2) 専門性の高い教育的能力

変革する保健医療福祉分野のチームのリーダー・教育者として、専門性の高い教育的能力。

(3) 専門性と倫理観に基づいた研究能力

現在の看護学や看護実践をさらに発展させるための専門性と倫理観に基づいた実践能力と各専門分野における科学的探究能力。

(4) 新しい課題にチャレンジできる能力

最新の研究や医療の動向に目を向け、新しい課題にチャレンジできる能力。

(5) 文化的、社会的背景を踏まえた社会貢献能力

グローバル化する保健医療福祉における健康問題を見据え、国内外で広く社会に貢献できる能力。

6 昼夜開講・長期履修

大学院設置基準第14条では、在職しながら修学を希望する社会人の修学に特別措置を行うことができるよう配慮されています。それを踏まえ、本研究科（博士前期課程）では、昼夜開講制等による授業を実施します。

教育方法の特例を受ける者は、指導教員と相談の上、授業及び研究指導を夜間や特定の時間又は時期に受講することができます。

また、標準修業年限（2年）の授業料で3年あるいは4年の間に計画的に履修することができる制度（長期履修制度）があります。この長期履修制度を希望する者は入学時に指導教員へ相談してください。

ただし、助産師養成コースの履修者は大学院設置基準第14条に定める教育方法の特例及び長期履修制度の利用はできません。

7 修業年限

2年を標準とします。

8 学生定員

| 入学定員 | 収容定員 |
|---------|----------|
| 16人（5人） | 32人（10人） |

（ ）書きは助産師養成コースの定員で内数です。

修士論文コース・ 高度実践看護コース

(昼夜開講・長期履修)

本研究科では、社会人が働きながら修学できるよう昼夜開講を実施しています。

また、希望により2年分の授業料で最長4年の間に計画的に履修できる長期履修制度を設けています。（詳細は2ページ参照）

浜松医科大学大学院医学系研究科看護学専攻（博士前期課程）学生募集要項

1 募集人員

修士論文コース・高度実践看護コース 11名

2 専門分野

基盤看護学、成熟期看護学、成育看護学、広域看護学

3 高度実践看護コースの専門分野

老年看護は成熟期看護学、精神看護は広域看護学になります。

4 出願資格

次の各号のいずれかに該当する人（高度実践看護コースを希望する人については、看護師資格を有する人で次の各号のいずれかに該当する人）

- ① 大学を卒業した人及び令和7年3月31日までに卒業見込みの人
- ② 学校教育法第104条第7項の規定により学士の学位を授与された人及び令和7年3月31日までに授与される見込みの人（注1）
- ③ 個別の入学資格審査をもって、大学を卒業した者と同等以上の学力があると本研究科において認めた人で、令和7年3月31日において22歳に達している人（注2）
- ④ 外国において、学校教育における16年の課程を修了した人及び令和7年3月31日までに修了見込みの人
- ⑤ 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した人及び令和7年3月31日までに修了見込みの人
- ⑥ 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置づけられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した人
- ⑦ 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した人及び令和7年3月31日までに修了見込みの人
- ⑧ 昭和28年文部省告示第5号をもって文部科学大臣の指定した人（注3）
- ⑨ 外国において学校教育における15年の課程を修了し、又は外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における15年の課程を修了し、所定の単位を優秀な成績で修得したものと本研究科において認めた人（注4）
- ⑩ 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における15年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置づけられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、所定の単位を優秀な成績で修得したものと本研究科において認めた人（注4）

（注1） 上記第②号は、学位授与機構、大学評価・学位授与機構又は大学改革支援・学位授与機構から学士の学位を授与された人を示します。

（注2） 上記第③号は、上記第①号、第②号、第④号から第⑩号に該当しない人のうち、4年制大学に相当する教育施設の卒業者（修了者）等で、個別の入学資格審査により大学を卒業した人と同等以上の学力があると本研究科において認めた人です。

（注3） 上記第⑧号は、旧大学令による大学、各省庁組織令・設置法による大学校等を卒業した人を含みます。

（注4） 上記第⑨号又は第⑩号の資格により出願しようとする人は、必ず出願前に「6（3）出願書類等の提出先及び照会先」（7ページ参照）に問合せをしてください。

5 個別の入学資格審査

5ページ「4 出願資格」の第③号で出願しようとする人については、出願前に入学資格審査を行うので、令和6年7月1日（月）までに、「入学試験出願資格審査申請書」に「卒業証明書」、「看護師、保健師、助産師の免許を有している人は、すべての免許証の写し（写しはA4版で統一）」及び「在職期間証明書（実務経験を有する人）」を添えて、「6（3）出願書類等の提出先及び照会先」（7ページ参照）に提出してください。

入学資格審査で大学を卒業した人と同等以上の学力があると本研究科において認めた人について出願を受付け受験を許可します。

6 出願手続

（1）出願書類受付期間

令和6年7月22日（月）から令和6年7月31日（水）17時までに大学必着とします。

注1 あらかじめ志望する専門分野の担当教員（18ページ）に連絡してから出願してください。

注2 志望する専門分野が定まっていない場合は、相談員（大学院博士前期課程部会長、18ページ）に照会し、その指示に従ってください。

注3 出願書類を持参する場合の受付時間は、9時から17時までとします。

注4 出願書類を郵送する場合は、「書留速達」郵便として、封筒表面に「大学院（博士前期課程）入学願書在中」と朱書きしてください。

（2）出願書類等

| | 書類等 | 摘要 |
|---|-------------------|---|
| 1 | 入学志願票 | 本学所定の用紙によります。 |
| 2 | 受験写真票 | 本学所定の用紙によります。 無帽・正面・上半身・縦4cm×横3cmの出願前3か月以内に撮影した写真を貼付してください。 受験時に眼鏡を使用する人は、眼鏡を使用して撮影してください。 |
| 3 | 成績証明書 | 出身大学（学部）長が作成し、厳封したものを提出してください。 |
| 4 | 研究志望調書 | 本学所定の用紙によります。 |
| 5 | 卒業証明書 (見込みを含む) | 出身大学（学部）等の長が発行したものを提出してください。 |
| 6 | 検定料 | 30,000円を同封の「振込依頼書」を使用して電信扱いで振り込んでください。 振込期限は7月30日までです。 振込手数料は、振込人負担とします。 銀行窓口で返却された「振込金受付証明書」に銀行の収納印があることを確認し、検定料振込金受付証明書貼付用紙の所定欄に貼付してください。 既納の検定料は、出願書類等を提出したが受理されなかった人以外には返還できません。 ATM（現金自動預払機）で入金した場合は、振込依頼書に記載されているご依頼人番号及び受験者氏名を必ず入力し、「ご利用明細書」を「振込金受付証明書」と併せて貼付してください。 本学では、災害救助法適用地域で被災された方等の経済的負担を軽減し、受験者の進学機会の確保を図るため、入学検定料免除の特例措置を講じています。 詳細は「災害救助法の適用地域で被災された方々の入学検定料の免除について」（35ページ）をご覧ください。 上記により、入学検定料免除の申請を行う場合は、出願時に「入学検定料」を払い込まないでください。 |

| | | |
|----|----------------------|--|
| 7 | 返送用封筒 | 受験票送付に使用します。定形（長形3号）の封筒に送り先を明記し、切手344円（速達料金）を貼付してください。 |
| 8 | あて名票 | 合格通知に使用します。必ず届く住所を正確に記入してください。 |
| 9 | 免許証の写し (注1) | 看護師・保健師・助産師の免許証の写し（写しはA4版で統一）を提出してください。 |
| 10 | 在職期間証明書 (注1) | 実務経験を有することを所属長が証明したものを提出してください。 |
| 11 | 在留カードの写し等 (外国人のみ) | 次のいずれかを提出してください。 ・在留カード等若しくはパスポートの写し ・出身国の戸籍抄本若しくはこれに相当する証明書 |

注1 9、10は入学資格審査を受ける人のみ、他の書類に併せて提出してください。

注2 受験票は、受付事務が完了次第出願者に郵送します。令和6年8月8日（木）までに到着しないときは、下記に問い合わせてください。

注3 出願書類不備等により受理されなかった場合等については、検定料から振込手数料を差し引いた金額を返還します。該当者には、請求方法等を別途通知します。

注4 改姓等により成績証明書等の氏名が入学志願票と異なる場合は、改姓等をした年月日、新旧氏名を記した書面（様式任意）を添付してください。

（3）出願書類等の提出先及び照会先

〒431-3192

静岡県浜松市中央区半田山一丁目20番1号

浜松医科大学入試課入学試験係 TEL 053-435-2205

（4）出願上の注意事項

ア 志望する専門分野が定まっていない場合は、相談員（大学院博士前期課程部会長、18ページ）に照会し、その指示に従ってください。

イ 出願書類等に不備がある場合は、受理しないことがあります。

ウ 提出した出願書類等は、返還しません。

エ 出願書類の記載事項と事実が相違していることが判明した場合は、入学を取り消すことがあります。

オ 本学へ入学を志願する者のうち、障がい等を有する者で、受験上及び修学上特別の配慮を必要とする場合は、事前に上記の「（3）出願書類等の提出先及び照会先」へ申し出てください。

カ 受験票裏面には「受験心得」が記載されているので、よく読んでください。

キ 試験当日は、受験票を必ず持参してください。

ク 受験に際して、宿泊所の斡旋は行いません。

ケ 受験票は、入学手続きの際にも必要となるので、紛失したり汚損したりすることのないよう大切に保存してください。

7 選抜方法等

（1）選抜方法

英語、小論文、口述試験、成績証明書及び研究志望調書により学力やその他の資質を総合的に評価し、合格者を決定します。

（2）試験期日、試験場及び学力検査項目

| 期日（試験場） | 科目名 | 時間 |
|-------------------------------|------|-------------|
| 令和6年8月24日（土） (浜松医科大学講義実習棟) | 英語 | 9：15～10：30 |
| | 小論文 | 11：00～12：00 |
| | 口述試験 | 13：00～ |

※ 英語試験は、辞書の持込み可（電子辞書は不可）

※ 当日は、「受験票」を必ず持参のうえ、午前8時45分までに受付を完了し、各試験開始時間の15分前までには着席してください。

(3) 口述試験

提出された「研究志望調書」に記載された内容を主とした口述試験を行います。

8 合格発表

令和6年9月20日（金）10時（予定）

本学ホームページ上に合格者の受験番号を掲示するとともに、合格者には合格通知書及び入学手続書類を送付します。

（URL: <https://www.hama-med.ac.jp/admission/graduate/goukaku.html>）

なお、電話等による合否の照会には、応じることはできません。

9 入学手続等

入学手続書類やその他詳細については、合格通知書を送付する際にお知らせします。

合格者は、入学手続書類を次の入学手続期間内に必着するよう「書留速達」で郵送して入学手続きを行ってください。

（1）入学手続期間 令和6年9月24日（火）から令和6年9月30日（月）まで（大学必着）

（2）入学手続き完了後、提出書類及び入学料は返還できません。

（3）入学手続きを完了した人であっても大学等を卒業・修了等できない場合は、入学を取り消します。

10 納付金

(1) 納付額

| | |
|-----------|--------------------------|
| 入 学 料 | 2 8 2, 0 0 0 円 (令和6年度実績) |
| 授 業 料 前期分 | 2 6 7, 9 0 0 円 (令和6年度実績) |
| (年 額) | 5 3 5, 8 0 0 円 (令和6年度実績) |

授業料は入学後に納付していただきます。

納付金の改定が行われた場合は、改定後の金額を適用します。

(2) 納付金の免除等

ア 入学料の免除

次のいずれかに該当するときは、申請により入学料を免除されることがあります。

（ア）経済的理由によって納付が困難であり、かつ、学業が優秀と認められる人

（イ）入学前1年以内において、その学資を主として負担しているもの（以下「学資負担者」という。）が死亡した場合

（ウ）入学前1年以内において、本人又は学資負担者が風水害等の災害を受けた場合

（エ）上記イ・ウに準ずる場合であって、学長が相当と認める事由がある場合

イ 入学料の徴収猶予

次のいずれかに該当するときは、申請により入学料の徴収猶予を行うことがあります。

（ア）経済的理由によって納付期限までに納付が困難であり、かつ、学業が優秀と認められる場合

（イ）入学前1年以内において、学資負担者が死亡し、納付期限までに納付が困難であると認められる場合

（ウ）入学前1年以内において、本人又は学資負担者が風水害等の災害を受け、納付期限までに納付が困難であると認められる場合

（エ）その他やむを得ない事情があると認められる場合

ウ 授業料の免除

経済的理由により授業料納付が困難であり、かつ、学業が優秀と認められる学生については、選考の上、授業料の25%～100%が免除される制度があります。

11 個人情報の取扱い

出願に伴い提出された個人情報については、以下のとおり取り扱います。

1. 個人情報については「個人情報の保護に関する法律」及び「国立大学法人浜松医科大学個人情報管理規程」に基づいて取り扱います。
2. 出願書類に記載された個人情報及び入学者選抜に用いた試験成績については、①入学者選抜（出願処理、選抜実施）、②合格発表、③入学手続き業務、④入学者選抜方法及び大学教育改善のための調査・研究を行うために利用します。
3. 入学者の個人情報については、①教務関係（学籍、修学指導等）、②学生支援関係（健康管理、奨学金申請、保険関係等）、③授業料徴収、④入学者選抜方法及び大学教育改善のための調査・研究に関する業務を行うために利用します。
4. 上記2. 及び3. の各種業務での利用に当たっては、一部の業務を本学より当該業務の委託を受けた業者（以下、「受託業者」という。）において行なうことがあります。受託業者には、委託した業務を遂行するため必要となる限度で、個人情報の全部または一部を提供します。

修士論文コース・高度実践看護コース概要

1 授業科目の講義等の内容

(令和6年4月1日現在)

| 授業科目 | 講義等の内容 |
|------|--|
| 共通科目 | 看護研究 木戸 芳史 教授 他 |
| | 看護教育論 永谷 幸子 教授 村松 妙子 准教授 |
| | 看護理論 永谷 幸子 教授 村松 妙子 准教授 |
| | 看護倫理 村松 妙子 准教授 佐藤 直美 教授 長田 恵 准教授 |
| | 看護政策論 渡井 いづみ 教授 木戸 芳史 教授 山本 真実 准教授 鳥本 靖子 准教授 |
| | 看護管理 佐藤 直美 教授 |
| 目次 | 看護コンサルテーション論 鈴木 みづえ 教授 他 |

| 授業科目 担当教員 | 講義等の内容 |
|--------------|-----------------------------|
| 共通科目 | フィジカルアセスメント 脇坂 浩 教授 他 |
| | 病態生理学 佐藤 直美 教授 他 |
| | 臨床薬理学 山下 寛奈 准教授 他 |
| | 免疫学 永田 年 教授 |
| | 病態研究方法論 秋田 天平 教授 |
| | がん遺伝/ゲノム看護 佐藤 直美 教授 |

| 授業科目 担当教員 | | 講義等の内容 |
|--------------|--|---|
| 基盤看護学 | 基礎看護学特論 永谷 幸子 教授 佐藤 直美 教授 長田 怜 准教授 村松 妙子 准教授 | 医学の著しい発展に伴い新たにもたらされた課題に対して、看護領域における倫理と理論の理解を深めることにより、看護実践の経験内容と照らし合わせて振り返る契機とする。 看護独自の概念枠組み、代表的な看護理論の背景や人間・健康・環境について学ぶことにより、これまでの自己の看護実践を振り返ることができる。現場における看護者のキャリア発達に関する過程について理論を通して学び、臨床現場に内在する様々な現象を状況との関係で体系的に整理することができる。 |
| | 基礎看護学演習 永谷 幸子 教授 村松 妙子 准教授 | 各人が基礎看護学、看護管理、看護継続教育に関する専攻分野のテーマにそって研究を進め、原著論文を完成させるまでの過程を指導する。 |
| | 健康科学特論 永田 年 教授 秋田 天平 教授 山下 寛奈 准教授 | 看護教育の基礎として健康科学（基礎医学）の基礎的事項や考え方、研究の進め方等について講義を通して学び、その実践のしかた・研究方法を理解する。 |
| | 健康科学演習 永田 年 教授 秋田 天平 教授 山下 寛奈 准教授 | 看護教育の基礎として健康科学（基礎医学）の基礎的事項や考え方、研究の進め方等について演習を通して学び、その実践のしかた・研究方法を理解する。 |
| 成熟期看護学 | 成人看護学特論 佐藤 直美 教授 脇坂 浩 教授 影山 葉子 准教授 | クリティカルな状況およびがんを含む慢性疾患といった健康障害を抱える成人期にある患者と家族を対象とし、その発達的特性ならびに健康障害各期における特徴的な問題に対する看護の理論的アプローチ方法と専門的看護実践ならびに研究への適用について探究する。 |
| | 成人看護学演習 佐藤 直美 教授 脇坂 浩 教授 影山 葉子 准教授 | 成人期にある健康障害をもつ人とその家族が抱える問題を統合的視点で理解し、様々な場でのQOL向上に向けた看護実践に関連する研究的課題を、文献検討・フィールドワークを通して明らかにする。 |

| 授業科目 担当教員 | 講義等の内容 |
|--------------|-------------------------------------|
| 成熟期看護学 | 老人看護学特論 鈴木 みづえ 教授 |
| | 高齢者看護学特論I(高齢者看護学概論) 鈴木 みづえ 教授 |
| | 高齢者看護学特論II(高齢者アセスメント論) 鈴木 みづえ 教授 |
| | 高齢者看護学特論III(高齢者疾病・治療論) 鈴木 みづえ 教授 |
| | 高齢者看護学特論IV(高齢者・家族看護論) 鈴木 みづえ 教授 |
| | 高齢者看護学特論V(高齢者地域システム論) 鈴木 みづえ 教授 |

| 授業科目 担当教員 | 講義等の内容 |
|--------------|---|
| 成熟期看護学 | 高齢者看護学演習（認知症）Ⅰ 鈴木 みづえ 教授 認知症を持つ高齢者を家族も含めて多角的に捉える視点を養うとともに、その人の健康と尊厳ある生活を支援するために必要とされる、認知症看護の専門性と支援方法を理解する。 |
| | 高齢者看護学演習（急性期）Ⅱ 鈴木 みづえ 教授 身体的治療を要して入院した急性期にある高齢者への質の高い高齢者総合機能評価（CGA）や看護診断を用いて質の高い看護実践について再考するとともに、高齢者に安心、安全で円滑な治療と入院生活、さらには退院支援を提供するための看護実践を探求する。 |
| | 高齢者看護学実習Ⅰ（認知症看護実習） 鈴木 みづえ 教授 認知症に加え何らかの疾患を合併し長期的な治療・療養を必要とする高齢者を受け持ち、包括的にアセスメントし、本人のニーズや治療・療養上必要な看護実践を行うことを通して、複雑な問題をもつ認知症高齢者と家族に対する看護実践能力を養う【実践】。 また、認知症高齢者に対する治療方法の決定（意思決定支援）や入退院（入退所）に関わる倫理的问题、療養生活上の尊厳が脅かされている日常生活上の倫理に対する判断と調整のための abilities を養う【倫理調整】。 |
| | 高齢者看護学実習Ⅱ（急性期看護実習） 鈴木 みづえ 教授 急性期治療を受ける高齢患者の看護の専門的なケアプランの作成、実践、評価することを通して身体治療を受ける危機的状況にある高齢者と家族に対して看護実践能力およびチームアプローチのための調整能力を養う。 短期的・集中的治療を受ける高齢者への看護支援に関するシステムについてアセスメントを行い、看護の質向上に向けたアプローチを統合的に実践して看護実践能力、教育能力、コンサルテーション能力の向上を図る。 |

| 授業科目 担当教員 | 講義等の内容 | |
|--------------|--|--|
| 成育看護学 | 母性看護学特論 安田 孝子 教授 武田 江里子 教授 母性看護学演習 安田 孝子 教授 武田 江里子 教授 小児看護学特論 坪見 利香 准教授 宮城島 恭子 講師 小児看護学演習 坪見 利香 准教授 宮城島 恭子 講師 | 母性看護学・助産学とその関連領域における最新の専門的知識を広く学習し、科学的に分析し、問題解決できる能力を修得する事を目的とし、そのための基礎的能力を育成する。 近年、母子をとりまく保健・医療の変化は新しい看護のあり方が求められています。本演習では、母性看護学・助産学における課題を明らかにし、新たな知見や看護介入方法を追求するための研究を学習する事を目的としています。そこで研究テーマの選定から研究計画書作成までの研究過程を学習する。 小児の成長・発達や健康問題に関する基本的な概念を理解し専門的な知識を学習するとともに、子どもと家族を中心とする視点から小児の成長発達や健康管理に関する看護および家族への支援のあり方を学習する。また、子どもをとりまく環境および子どもの健康、小児看護の現状と課題について検討し、社会に求められる小児看護の役割について探求する。 原著講読やフィールドワークを通して、小児看護の現状と取り組むべき課題について理解を深め、看護の役割と支援の方向性を見出す。それらをもとに、小児看護の実践や教育の向上に寄与する研究課題を見出し、研究計画書作成までの過程を学習する。 |
| | 地域看護学特論 渡井 いずみ 教授 山本 真実 准教授 鳥本 靖子 准教授 | 地域看護（看護師／保健師）の原著講読を通して、地域看護学領域における概念・理論・実践への応用を理解し、効果的な看護援助方法と地域ケアシステムについて探究する。 |
| | 地域看護学演習 渡井 いずみ 教授 山本 真実 准教授 鳥本 靖子 准教授 | 地域看護活動の各場における健康課題について、個人・家庭・集団・地域レベルでのアセスメント・援助・評価能力の開発、組織や地域における連携システムの育成と活用、集団に対するエンパワメント等を推進するための研究課題を見出し、研究計画書作成までのプロセスを学ぶ。 |
| | 精神看護学特論 木戸 芳史 教授 | 心の健康と不調、精神障がいを持つ人、および精神保健医療福祉の現状を理解し、精神看護に関する基本概念と理論の学習を深めることにより、効果的な看護援助方法とサポートシステムについて探究する。 |
| 広域看護学 | 精神看護学演習 木戸 芳史 教授 | 精神保健医療福祉領域における現状と課題を踏まえ、精神の健康の維持・回復および向上に寄与する研究課題を論理的に探求する。研究課題を明らかにするために即した研究方法を導き出し、研究倫理に則った研究計画書を作成することを学ぶ。 |

| 授業科目 担当教員 | 講義等の内容 |
|------------------------------|--|
| 広域看護学 | 精神看護学高度実践 特論Ⅰ 木戸 芳史 教授 |
| | 精神保健医療福祉の法律・制度・臨床サービスに関して、日本における歴史的経緯及び現状と課題を整理し、諸外国との比較も踏まえながら、今後の展望を検討することを目的とする。 |
| | 精神看護学高度実践 特論Ⅱ 木戸 芳史 教授 |
| | 精神的な困難を抱えた人とその家族の理解および生活の評価に必要な基礎的理論とアセスメント技法を理解し、卓越した看護実践に必要とされる対象を包括的に評価する能力を修得することを目的とする。 |
| | 精神看護学高度実践 特論Ⅲ 木戸 芳史 教授 |
| | 精神科臨床で用いられる薬物療法や心理社会的療法、その他の治療技法について最新の知見及び実践を整理し、臨床看護における介入のあり方について考察することを目的とする。 |
| | 精神看護学高度実践 特論Ⅳ 木戸 芳史 教授 |
| | 精神的困難を抱えた人とその家族、あるいは集団を理解し、アセスメントするために用いられている基礎的理論を整理し、臨床看護における適応や使用方法について検討することを目的とする。 |
| リエゾン精神看護論 | リエゾン精神看護の対象となる人々への支援に関する既存の理論・知識・技術を統合すること、先駆的な取り組みや実践内容について学修すること、を目的としている。 |
| | 慢性期精神看護論 木戸 芳史 教授 |
| 精神看護学高度実践 演習Ⅰ 木戸 芳史 教授 | 慢性期及び回復期（リハビリテーション）、特に複雑な問題を抱える精神障害者への支援に関する既存の理論・知識・技術を統合すること、先駆的な取り組みや実践内容について臨地場面において学習し、高度実践看護師としての実践について考察することを目的としている。 |
| | 精神科領域における日常臨床で用いられている、面接法、支持的精神療法、心理療法や心理社会的療法、その他の治療技法の実際について臨地場面において学習し、高度実践看護師として実施あるいはチーム医療の枠組みにおいて支援する方法を習得することを目的とする。 |
| 精神看護学高度実践 演習Ⅱ 木戸 芳史 教授 | 精神的に困難を抱える人及びその家族、取り巻く組織や医療チームのアセスメントを、理論モデルの枠組みや評価尺度を用いて実施する方法を習得し、高度実践看護師としての看護実践に応用することができることを目的とする。 |
| | |

| 授業科目 担当教員 | 講義等の内容 | |
|--------------|------------------------------|---|
| 広域看護学 | 精神看護学高度実践 実習Ⅰ 木戸 芳史 教授 | 精神看護専門看護師の役割機能(相談・調整・倫理調整・教育・研究)について臨床実践の場において学習し、専門看護師として実践をするための基礎的な能力を養うことを目的とする。 |
| | 精神看護学高度実践 実習Ⅱ 木戸 芳史 教授 | 精神科領域で用いられる診断及び治療法について臨床実践の場において学習し、専門看護師として実践をするための基礎的な能力を養うことを目的とする。 |
| | 精神看護学高度実践 実習Ⅲ 木戸 芳史 教授 | 精神看護専門看護師と指導教員によるスーパーバイズのもとで、高度看護実践（直接ケア）を実践する能力を養うことを目的とする。 |
| | 精神看護学高度実践 実習Ⅳ 木戸 芳史 教授 | 精神看護専門看護師と指導教員によるスーパーバイズのもとで、サブスペシャリティ領域における直接ケア、コンサルテーション・コーディネーションを実践する能力を養うことを目的とする。 |
| | 精神看護学高度実践 実習Ⅴ 木戸 芳史 教授 | 精神看護専門看護師と指導教員によるスーパーバイズのもとで、コンサルテーション・コーディネーションを実践する能力を養うこととする。 |

2 専門分野の担当教員等

(令和6年4月1日現在)

| 専門分野 | 担当教員 | 電話番号 | 電子メール |
|--------|-----------|--------------|-------------------------|
| 基盤看護学 | 永田 年 教授 | 053-435-2332 | tnagata@hama-med.ac.jp |
| | 秋田 天平 教授 | 053-435-2811 | tenpak@hama-med.ac.jp |
| | 山下 寛奈 准教授 | 053-435-2812 | kanna@hama-med.ac.jp |
| | 永谷 幸子 教授 | 053-435-2813 | nagaya@hama-med.ac.jp |
| | 村松 妙子 准教授 | 053-435-2810 | m.taeko@hama-med.ac.jp |
| 成熟期看護学 | 佐藤 直美 教授 | 053-435-2825 | naomi25@hama-med.ac.jp |
| | 脇坂 浩 教授 | 053-435-2828 | wakisaka@hama-med.ac.jp |
| | 影山 葉子 准教授 | 053-435-2820 | ykageya@hama-med.ac.jp |
| | 鈴木 みづえ 教授 | 053-435-2826 | m~suzuki@hama-med.ac.jp |
| 成育看護学 | 安田 孝子 教授 | 053-435-2822 | tyasuda@hama-med.ac.jp |
| | 武田 江里子 教授 | 053-435-2510 | etakeda@hama-med.ac.jp |
| | 坪見 利香 准教授 | 053-435-2824 | rikachtb@hama-med.ac.jp |
| | 宮城島 恭子 講師 | 053-435-2821 | kyksk@hama-med.ac.jp |
| 広域看護学 | 木戸 芳史 教授 | 053-435-2823 | ykido@hama-med.ac.jp |
| | 渡井 いずみ 教授 | 053-435-2832 | izumiw@hama-med.ac.jp |
| | 山本 真実 准教授 | 053-435-2830 | myamamot@hama-med.ac.jp |
| | 鳥本 靖子 准教授 | 053-435-2831 | torimoto@hama-med.ac.jp |

相談員

| | | | |
|---------------|-----------|--------------|-----------------------|
| 大学院博士前期課程 部会長 | 渡井 いずみ 教授 | 053-435-2832 | izumiw@hama-med.ac.jp |
|---------------|-----------|--------------|-----------------------|

3 授業科目一覧（令和6年度）

| 授業科目の名称 | | 授業を行う年次 | 単位数 | | 摘要 |
|---------|--------------|---------|-------|--------|---------------------|
| | | | 修士論文 | 高度実践看護 | |
| 共通科目 | 看護研究 | 1 | 2 | 2 * 2 | 修士論文コース |
| | 看護教育論 | 1 | 2 | 2 * 2 | 4 単位以上を選択 |
| | 看護理論 * 1 | 1 | 2 | 2 * 2 | * 5 の科目を選択する場合は |
| | 看護倫理 * 1 | 1 | 2 | 2 * 2 | 事前に担当教員に相談すること |
| | 看護政策論 | 1 | 2 | 2 * 2 | (がん予防医学研究領域を選択する場合) |
| | 看護管理 | 1 | 2 | 2 * 2 | がん遺伝/ゲノム看護を含む |
| | 看護コンサルテーション論 | 1 | 2 | 2 * 2 | 4 単位以上を選択 |
| | フィジカルアセスメント | 1 | 2 | 2 * 3 | |
| | 病態生理学 | 1 | 2 | 2 * 3 | 高度実践看護コース |
| | 臨床薬理学 | 1 | 2 | 2 * 3 | * 2 の科目について |
| | 免疫学 | 1 | 2 | | 8 単位以上を選択 |
| | 病態研究方法論 | 1 | 2 | | * 3 の科目について |
| 専門科目 | がん遺伝/ゲノム看護 | 1 | 2 * 5 | | 6 単位以上選択 |
| | 基礎看護学特論 * 1 | 1 | 4 | | |
| | | 1・2 | 4 | | 修士論文コース |
| | 健康科学特論 | 1 | 4 | | (1) 専門分野のうち主 |
| | | 1・2 | 4 | | 領域の特論及び演習 |
| | 成人看護学特論 | 1 | 4 | | の 8 単位を選択 |
| | | 1・2 | 4 | | (2) (1) で選択した以外 |
| | 老人看護学特論 | 1 | 4 | | の特論 4 単位以上を |
| | | 1・2 | 4 | | 選択 |
| | 高齢者看護学特論 I | 1 | | 2 | (3) 特別研究 14 単位を |
| | 高齢者看護学特論 II | 1 | | 2 | 必修 |
| | 高齢者看護学特論 III | 1 | | 2 | (がん予防医学研究領域を選択する場合) |
| 成績期看護学 | 高齢者看護学特論 IV | 1 | | 2 | (1) 成人看護学特論・ |
| | 高齢者看護学特論 V | 2 | | 2 | 成人看護学演習を必修 |
| | 高齢者看護学演習 I | 1 | | 2 | (2) 成人看護学特論以外 |
| | 高齢者看護学演習 II | 2 | | 2 | の特論 4 单位以上を選択 |
| | 高齢者看護学実習 I | 1 | | 6 | (3) 特別研究 14 单位を必修 |
| | 高齢者看護学実習 II | 2 | | 4 | |
| | 高齢者看護課題研究 | 2 | | 4 | |
| | 母性看護学特論 | 1 | 4 | | |
| | | 1・2 | 4 | | |
| | 小児看護学特論 | 1 | 4 | | |
| | | 1・2 | 4 | | |
| 成育看護学 | | | | | |

| 授業科目的名称 | | 授業 を行う 年 次 | 単 位 数 | | 摘要 |
|---------|-------|------------------|-----------|-----------------|--|
| | | | 修論 コース | 高度実 践看護 | |
| 専門科目 | 広域看護学 | 地域看護学特論 | 1 | 4 | 高度実践看護コース (1) 老年看護は成熟期看護学分野の専門科目から 28 単位を必修 (2) 精神看護は広域看護学分野の専門科目から 26 単位を必修、同専門科目の*4 の科目のうち 2 単位を選択必修の合計 28 単位を必修 |
| | | 地域看護学演習 | 1・2 | 4 | |
| | | 精神看護学特論 | 1 | 4 | |
| | | 精神看護学演習 | 1・2 | 4 | |
| | | 精神看護学高度実践特論 I | 1 | 2 | |
| | | 精神看護学高度実践特論 II | 1 | 2 | |
| | | 精神看護学高度実践特論 III | 1 | 2 | |
| | | 精神看護学高度実践特論 IV | 1 | 2 | |
| | | リエゾン精神看護論 | 1 | 2 ^{*4} | |
| | | 慢性期精神看護論 | 1 | 2 ^{*4} | |
| | | 精神看護学高度実践演習 I | 1 | 2 | |
| | | 精神看護学高度実践演習 II | 1 | 2 | |
| | | 精神看護学高度実践実習 I | 2 | 1 | |
| | | 精神看護学高度実践実習 II | 2 | 2 | |
| | | 精神看護学高度実践実習 III | 2 | 4 | |
| | | 精神看護学高度実践実習 IV | 2 | 2 | |
| | | 精神看護学高度実践実習 V | 2 | 1 | |
| | | 精神看護学課題研究 | 2 | 4 | |
| 特 別 研 究 | | 2 | 1 4 | | |

* 1 基礎看護学特論には、看護理論 2 単位及び看護倫理 2 単位を含む

(基礎看護学特論を履修しようとする者は、看護理論、看護倫理を選択できない)

4 修了の要件

博士前期課程修了の要件は、大学院に 2 年以上在学し、30 単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士前期課程の目的に応じ、修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び試験に合格することです。

ただし、在学期間に関しては、看護学専攻教授会が優れた業績を上げたと認める者については、大学院に 1 年以上在学すれば足りるものとします。また、高度実践看護コースは 42 単位以上の修得が必要です。

5 学位の授与

博士前期課程を修了した者には、修士（看護学）の学位を授与します。

6 奨学金制度

(1) 日本学生支援機構奨学金

人物、学業ともに特に優れ、かつ、健康であって、経済的理由により修学に困難があると認められる者に対して、選考の上、独立行政法人日本学生支援機構法の規定に基づいて次の奨学金が貸与されます。

| | |
|--------------------|--------------------------------|
| 第一種／定額型（無利子） | 第二種／選択型（有利子） |
| 月額 5 万円又は 8 万 8 千円 | 月額 5 万円、8 万円、10 万円、13 万円、15 万円 |

(2) その他の奨学金

地方公共団体及び民間育英団体による各種の奨学金制度があります。これらの奨学金は、いずれも学業成績が優秀で、経済的理由により修学が困難な者に、選考の上、貸与又は給付されます。

7 教育研究災害傷害補償制度

公益財団法人日本国際教育支援協会の学生教育研究災害傷害保険に加入することとなっています。

助産師養成コース

浜松医科大学大学院医学系研究科看護学専攻（博士前期課程）学生募集要項

1 募集人員

助産師養成コース 5名

2 専門分野

助産学

3 出願資格

保健師助産師看護師法（昭和 23 年法律第 203 号）に規定する看護師免許または看護師国家試験受験資格を有する（取得見込みを含む）女子で、次の各号のいずれかに該当する人

- ① 大学を卒業した人及び令和 7 年 3 月 31 日までに卒業見込みの人
- ② 学校教育法第 104 条第 7 項の規定により学士の学位を授与された人及び令和 7 年 3 月 31 日までに授与される見込みの人（注 1）
- ③ 個別の入学資格審査をもって、大学を卒業した者と同等以上の学力があると本研究科において認められた人で、令和 7 年 3 月 31 日において 22 歳に達している人（注 2）
- ④ 外国において、学校教育における 16 年の課程を修了した人及び令和 7 年 3 月 31 日までに修了見込みの人
- ⑤ 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了した人及び令和 7 年 3 月 31 日までに修了見込みの人
- ⑥ 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置づけられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した人
- ⑦ 専修学校の専門課程（修業年限が 4 年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した人及び令和 7 年 3 月 31 日までに修了見込みの人
- ⑧ 昭和 28 年文部省告示第 5 号をもって文部科学大臣の指定した人（注 3）
- ⑨ 外国において学校教育における 15 年の課程を修了し、又は外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 15 年の課程を修了し、所定の単位を優秀な成績で修得したものと本研究科において認めた人（注 4）
- ⑩ 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における 15 年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置づけられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、所定の単位を優秀な成績で修得したものと本研究科において認めた人（注 4）

（注 1） 上記第②号は、学位授与機構、大学評価・学位授与機構又は大学改革支援・学位授与機構から学士の学位を授与された人を示します。

（注 2） 上記第③号は、上記第①号、第②号、第④号から第⑩号に該当しない人のうち、4 年制大学に相当する教育施設の卒業者（修了者）等で、個別の入学資格審査により、大学を卒業した人と同等以上の学力があると本研究科において認めた人です。

（注 3） 上記第⑧号は、旧大学令による大学、各省庁組織令・設置法による大学校等を卒業した人を含みます。

（注 4） 上記第⑨号又は第⑩号の資格により出願しようとする人は、必ず出願前に「6（3）出願書類等の提出先及び照会先」（25 ページ参照）に問合せをしてください。

4 個別の入学資格審査

23ページ「3 出願資格」第③号で出願しようとする人については、出願前に入学資格審査を行うので、令和6年7月1日（月）までに、「入学試験出願資格審査申請書」に「卒業証明書」、「看護師、保健師の免許を有している人は、すべての免許証の写し（写しはA4版で統一）」及び「在職期間証明書（実務経験を有する人）」を添えて、「5（3）出願書類等の提出先及び照会先」（25ページ参照）に提出してください。

入学資格審査で大学を卒業した人と同等以上の学力があると本研究科において認めた人について出願を受付け受験を許可します。

5 出願手続

（1）出願書類受付期間

令和6年7月22日（月）から令和6年7月31日（水）17時までに大学必着とします。

注1 出願書類を持参する場合の受付時間は、9時から17時までとします。

注2 出願書類を郵送する場合は、「書留速達」郵便として、封筒表面に「大学院（博士前期課程）入学願書在中」と朱書きしてください。

（2）出願書類等

| | 書類等 | 摘要 |
|---|-------------------|---|
| 1 | 入学志願票 | 本学所定の用紙によります。 |
| 2 | 受験票 写真票 | 本学所定の用紙によります。 無帽・正面・上半身・縦4cm×横3cmの出願前3か月以内に撮影した写真を貼付してください。 受験時に眼鏡を使用する人は、眼鏡を使用して撮影してください。 |
| 3 | 成績証明書 | 看護師の資格取得に関わる全ての学校のもので、出身大学（学部）等の長が作成し、厳封したものを作成して提出してください。 |
| 4 | 研究志望調書 | 本学所定の用紙によります。 |
| 5 | 卒業証明書 (見込みを含む) | 看護師の資格取得に関わる全ての学校のもので、出身大学（学部）等の長が発行したものを作成して提出してください。 |
| 6 | 検定料 | 30,000円を同封の「振込依頼書」を使用して電信扱いで振り込んでください。 振込期限は7月30日までです。 振込手数料は、振込人負担とします。 銀行窓口で返却された「振込金受付証明書」に銀行の収納印があることを確認し、検定料振込金受付証明書貼付用紙の所定欄に貼付してください。 既納の検定料は、出願書類等を提出したが受理されなかった人以外には返還できません。 ATM（現金自動預払機）で入金した場合は、振込依頼書に記載されているご依頼人番号及び受験者氏名を必ず入力し、「ご利用明細書」を「振込金受付証明書」と併せて貼付してください。 本学では、災害救助法適用地域で被災された方等の経済的負担を軽減し、受験者の進学機会の確保を図るため、入学検定料免除の特例措置を講じています。 詳細は「災害救助法の適用地域で被災された方々の入学検定料の免除について」（35ページ）をご覧ください。 上記により、入学検定料免除の申請を行う場合は、出願時に「入学検定料」を払い込まないでください。 |
| 7 | 返送用封筒 | 受験票送付に使用します。定形（長形3号）の封筒に送り先を明記し、切手344円（速達料金）を貼付してください。 |

| | | |
|----|----------------------|--|
| 8 | あて名票 | 合格通知に使用します。必ず届く住所を正確に記入してください。 |
| 9 | 免許証の写し (注1) | 看護師・保健師の免許証の写し(写しはA4版で統一)を提出してください。 |
| 10 | 在職期間証明書 (注2) | 実務経験を有することを所属長が証明したものを提出してください。 |
| 11 | 在留カードの写し等 (外国人のみ) | 次のいずれかを提出してください。 ・在留カード等若しくはパスポートの写し ・出身国の戸籍抄本若しくはこれに相当する証明書 |

注1 9は、看護師、保健師の有資格者のみ提出してください。

注2 10は、23ページ「3 出願資格」の第③号で出願しようとする人のみ提出してください。

注3 受験票は、受付事務が完了次第出願者に郵送します。令和6年8月8日(木)までに到着しないときは、下記に問い合わせてください。

注4 出願書類不備等により受理されなかった場合等については、検定料から振込手数料を差し引いた金額を返還します。該当者には、請求方法等を別途通知します。

注5 改姓等により成績証明書等の氏名が入学志願票と異なる場合は、改姓等をした年月日、新旧氏名を記した書面(様式任意)を添付してください。

(3) 出願書類等の提出先及び照会先

〒431-3192

静岡県浜松市中央区半田山一丁目20番1号

浜松医科大学入試課入学試験係 TEL 053-435-2205

(4) 出願上の注意事項

- ア 出願書類等に不備がある場合は、受理しないことがあります。
- イ 提出した出願書類等は、返還しません。
- ウ 出願書類の記載事項と事実が相違していることが判明した場合は、入学を取り消すことがあります。
- エ 本学へ入学を志願する者のうち、障がい等を有する者で、受験上及び修学上特別の配慮を必要とする場合は、事前に上記の「(3) 出願書類等の提出先及び照会先」へ申し出てください。
- オ 受験票裏面には「受験心得」が記載されているので、よく読んでください。
- カ 試験当日は、受験票を必ず持参してください。
- キ 受験に際して、宿泊所の斡旋は行いません。
- ク 受験票は、入学手続きの際にも必要となるので、紛失したり汚損したりすることのないよう大切に保存してください。
- ケ 助産師養成コースでは、2ページ「6 昼夜開講・長期履修」は適用されませんので注意してください。

6 選抜方法等

(1) 選抜方法

専門科目の学力検査、口述試験、成績証明書及び研究志望調書により学力やその他の資質を総合的に評価し、合格者を決定します。

(2) 試験期日、試験場及び学力検査項目

| 期　日　(試験場) | 科目名 | 時　間 |
|-------------------------------|------|-------------|
| 令和6年8月24日（土） (浜松医科大学講義実習棟) | 専門科目 | 9：15～10：30 |
| | 小論文 | 11：00～12：00 |
| | 口述試験 | 13：00～ |

※ 当日は、「受験票」を必ず持参のうえ、午前8時45分までに受付を完了し、各試験開始時間の15分前までには着席してください。

(3) 専門科目

専門科目の学力検査では、母性看護に関連する問題を出題します。

(4) 口述試験

提出された「研究志望調書」に記載された内容を主とした口述試験を行います。

7 合格発表

令和6年9月20日（金）10時（予定）

本学ホームページ上に合格者の受験番号を掲示するとともに、合格者には合格通知書及び入学手続書類を送付します。

（URL: <https://www.hama-med.ac.jp/admission/graduate/goukaku.html>）

なお、電話等による合否の照会には、応じることはできません。

8 入学手続等

入学手続書類やその他詳細については、合格通知書を送付する際にお知らせします。

合格者は、入学手続書類を次の入学手続期間内に必着するよう「書留速達」で郵送して入学手続きを行ってください。

（1）入学手続期間 **令和6年9月24日（火）から令和6年9月30日（月）まで（大学必着）**

（2）入学手続き完了後、提出書類及び入学料は返還できません。

（3）入学手続きを完了した人であっても、次の場合には入学許可を取り消します。

- ・大学等を卒業・修了等できない場合
- ・看護師国家試験に不合格であった場合

9 納付金

(1) 納付額

| | |
|-----------|-------------------|
| 入　学　料 | 282,000円（令和6年度実績） |
| 授　業　料　前期分 | 267,900円（令和6年度実績） |
| (年　額) | 535,800円（令和6年度実績） |

授業料は入学後に納付していただきます。

納付金の改定が行われた場合は、改定後の金額を適用します。

(2) 納付金の免除等

ア 入学料の免除

次のいずれかに該当するときは、申請により入学料を免除されることがあります。

- (ア) 経済的理由によって納付が困難であり、かつ、学業が優秀と認められる人
- (イ) 入学前1年以内において、その学資を主として負担しているもの（以下「学資負担者」という。）が死亡した場合
- (ウ) 入学前1年以内において、本人又は学資負担者が風水害等の災害を受けた場合
- (エ) 上記イ・ウに準ずる場合であって、学長が相当と認める事由がある場合

イ 入学料の徴収猶予

次のいずれかに該当するときは、申請により入学料の徴収猶予を行うことがあります。

- (ア) 経済的理由によって納付期限までに納付が困難であり、かつ、学業が優秀と認められる場合
- (イ) 入学前1年以内において、学資負担者が死亡し、納付期限までに納付が困難であると認められる場合
- (ウ) 入学前1年以内において、本人又は学資負担者が風水害等の災害を受け、納付期限までに納付が困難であると認められる場合
- (エ) その他やむを得ない事情があると認められる場合

ウ 授業料の免除

経済的理由により授業料納付が困難であり、かつ、学業が優秀と認められる学生については、選考の上、授業料の25%～100%が免除される制度があります。

10 個人情報の取扱い

出願に伴い提出された個人情報については、以下のとおり取り扱います。

1. 個人情報については「個人情報の保護に関する法律」及び「国立大学法人浜松医科大学個人情報管理規程」に基づいて取り扱います。
2. 出願書類に記載された個人情報及び入学者選抜に用いた試験成績については、①入学者選抜（出願処理、選抜実施）、②合格発表、③入学手続き業務、④入学者選抜方法及び大学教育改善のための調査・研究を行うために利用します。
3. 入学者の個人情報については、①教務関係（学籍、修学指導等）、②学生支援関係（健康管理、奨学金申請、保険関係等）、③授業料徴収、④入学者選抜方法及び大学教育改善のための調査・研究に関する業務を行うために利用します。
4. 上記2. 及び3. の各種業務での利用に当たっては、一部の業務を本学より当該業務の委託を受けた業者（以下、「受託業者」という。）において行なうことがあります。受託業者には、委託した業務を遂行するために必要となる限度で、個人情報の全部または一部を提供します。

1 授業科目の講義等の内容

(令和6年4月1日現在)

| 授業科目 担当教員 | | 講義等の内容 |
|--------------|--|--|
| 共通科目 | 看護研究 木戸 芳史 教授 他 | 看護研究の意義・目的を理解して、経験やエビデンスを用いた看護の現象を理論的に探求するプロセスを学習する。専門性が高く、倫理的配慮をした実践的研究計画書の作成方法を学習し、臨床で応用、発展させることができる能力を育成する。 |
| | 看護教育論 永谷 幸子 教授 村松 妙子 准教授 | 看護学教育の変遷と現状を理解し、看護教育における今日的課題と専門看護師の役割と機能を考察する。また、看護教育の基礎理論と専門看護師としての看護継続教育について教授する。さらに、看護ケアの質を高めるために、理論知と実践知を統合させ看護を臨床で応用、発展できる能力を育成する。 |
| | 看護理論 永谷 幸子 教授 村松 妙子 准教授 | 看護独自の概念枠組み、代表的な看護理論の背景や人間・健康・環境について学ぶことにより、これまでの自己の看護実践を振り返ることができる。現場における看護者のキャリア発達に関する過程について理論を通して学び、臨床現場に内在する様々な現象を状況との関係で体系的に整理することができる。 |
| | 看護倫理 村松 妙子 准教授 佐藤 直美 教授 長田 怜 准教授 | 医療の現場に生起する倫理的問題や葛藤を調整するために、その判断の基盤となる倫理原則や綱領、関係法規、意思決定理論について学習する。また、複数のケーススタディを実施し倫理的調整能力を育成する。 |
| | 看護政策論 渡井 いづみ 教授 木戸 芳史 教授 山本 真実 准教授 鳥本 靖子 准教授 | 看護の問題を現象のみで捉えるのではなく、社会学的想像力をもって考える必要性が理解できる。また、社会及び保健・医療・福祉政策システム、医療制度における看護政策の現状と課題、看護の役割が理解できる。さらに、現場における看護課題を政策化する責任や役割を理解し、看護政策改善提案や政策化に結びつける方法論を学ぶ。 |
| | 免疫学 永田 年 教授 | 生体の免疫システムの基礎原理を理解した後、病原体に対する感染防御機構、がん免疫、移植免疫、自己免疫疾患、アレルギー現象等の免疫現象のしくみについて理解を深める。 |

| 授業科目 担当教員 | | 講義等の内容 |
|--------------|--|--|
| 専門科目 | 助産学特論Ⅰ 武田 江里子 教授 他 | 助産の意義と役割及び助産専門職としての責務を学ぶ。人がその人らしく生きるために、リプロダクティブ・ヘルス／ライツに関する学びを深め、実際と結びつけて考える。助産哲学の基盤として、対象（女性）と助産師のパートナーシップについて学び、実践するための基礎的能力を養う。セクシュアリティに関する社会的問題の本質について探求する。 |
| | 助産学特論Ⅱ 大磯 義一郎 教授 長田 恵 准教授 武田 江里子 教授 大石 彰 講師 他 | 生命倫理をふまえ、生殖医療を受ける女性とその家族の持つ諸問題に対し、事例の分析を通して助産師の役割を探求する。遺伝学の視点を持ち、人間としての尊厳を学ぶ。出生前診断を受ける母体の保護と胎児及び子どもの権利と擁護について考察し、支援の理論的基盤を持つ。 |
| | 助産学特論Ⅲ 伊東 宏晃 教授 鈴木 一有 特任准教授 武田 江里子 教授 飯嶋 重雄 特任教授 大石 彰 講師 他 | 妊娠褥婦・新生児・乳児および家族の身体的・心理的・社会的側面をアセスメントし、診断するために必要な知識及び合併症の病態と治療・救急時の対応を学ぶ。周産期における健康診査を実施し、正常・異常の判断ができる基礎的能力を身に付ける。 |
| | 助産学特論Ⅳ 武田 江里子 教授 東 真梨子 助教 他 | ハイリスクにある母子とその家族が安全・安楽に周産期を過ごすための援助に必要な知識を修得する。ハイリスク事例の助産過程の展開を通して理解を深める。子どもを持てない、もしくは持てなかった女性および家族へのケアについて探求する。 |
| | 助産学特論Ⅴ 武田 江里子 教授 上島 久美子 特任助教 他 | 周産期にある対象へのケアの実践に必要な基本的知識を修得する。周産期の医学的知識及びケアのエビデンスに基づき、対象に応じた助産ケアを探求し、事例をもとに助産過程を展開することにより実践能力を高める。 |
| | 助産学特論Ⅵ 武田 江里子 教授 他 | 教育の概念及び教育の基礎的知識を学び、教育することの意義を理解する。ケアの対象及び協働者を理解し、よりよい関係性を構築するためのソーシャルスキル及びストレスマネジメントに関する知識を修得する。職場での人間関係及び対象への集団教育、個別相談等での自己理解・対象理解が深まり、より効果的な教育活動の実施を目指す。 |
| | 助産学特論Ⅶ 安田 孝子 教授 武田 江里子 教授 他 | 母子や家族の健康を高めるためのマネジメントの在り方・助産師の義務と責任及び助産業務管理について理解し、人との協働について考察する。自らの職場にとってのよりよい環境について探求する。管理者として必要な視点として、関係法規・政策についての理解を深め、リスクマネジメント・キャリアラダー・ケアの価値・経営能力を養う。 |

| 授業科目 担当教員 | | 講義等の内容 |
|--------------|---|---|
| 専門科目 | 助产学特論VIII 安田 孝子 教授 武田 江里子 教授 坪見 利香 准教授 宮城島 恭子 講師 他 | 乳幼児期の成長・発達の過程を理解し、家族関係やDVや子ども虐待の視点から、周産期からの子育て支援についての具体的な方策を探求する。文献や事例の分析を通して、社会資源の活用や保健・医療・福祉機関との連携の在り方を模索し、発展的能力を養う。 |
| | 助产学特論IX 安田 孝子 教授 武田 江里子 教授 村林 奈緒 特任准教授 他 | 女性の健康問題とヘルスニーズの特徴を理解し、各ライフステージの女性に対し、その対象に応じたケアを提供するための基礎的知識と応用力を身に付ける。プレコンセプションケアについて理解を深め、人々が自分の望む生き方ができるような支援を探求する。在留外国人が異なる文化の中でも安心して妊娠期から育児期までを過ごすための支援について学ぶ。 |
| | 助产学演習 I 安田 孝子 教授 武田 江里子 教授 東 真梨子 助教 上島 久美子 特任助教 他 | 助产学特論IV、Vで修得した知識と各技術とを関連づけ、エビデンスを理解することで、妊娠期・分娩期・産褥期・育児期の母子とその家族がより健康な経過をたどるための基本的技術から、対象の個別性に応じたケアについて探求する。母子の健康を創生するために東洋医学や心身医学的方法を通して、全人的医療について理解し、ヨガやアロマテラピーなどのリラクゼーションの技法を基本的技術と組み合わせて効果的に活用する能力を身に付ける。新生児蘇生法専門コースの受講を通して、より高度な実践能力を身に付ける。 |
| | 助产学演習 II 武田 江里子 教授 東 真梨子 助教 | 助产学特論VIで修得した知識を活用して健康教育を企画し、実際にを行い評価することで、対象に合わせた教育・支援について理解し、より効果的な方法について探求する。性教育（いのちの授業）、母親学級、女性支援に関する健康教育を開催することで、集団教育の基礎的能力を身に付ける。グループワークを通してのソーシャルスキルの実践、PDCA（Plan Do Check Action）サイクルに則って健康教育を行うことで、よりよい健康教育の実践につなげていく。 |
| | 助产学実習 I 武田 江里子 教授 東 真梨子 助教 上島 久美子 特任助教 | 助产学特論 I で助産師としてのアイデンティティを培い、助产学特論III～Vでの知識と助产学演習 I で修得した技術を統合し臨床の場で実践する。正常に経過する妊産褥婦への安全・安楽な出産へ導くための基礎的援助技術及び新生児の胎外適応へのケアを実践し、対象の主体性が發揮できる支援を探求する。 継続事例を受け持ち、妊娠期から育児期までの母子と家族が健やかに経過するための助産過程を実践し、その関わりを通して、コミュニケーション力、教育力を効果的に發揮する方法を身に付ける。 経腔分娩を10例以上介助し、分娩介助技術の基礎的能力を身に付ける。 |

助産師養成コース

| 授業科目 担当教員 | | 講義等の内容 |
|-------------------|--|---|
| 専門科目目 助産学科 | 助産学実習Ⅱ 武田 江里子 教授 東 真梨子 助教 | <p>助産院における助産師の役割・専門性及び管理について、これまで修得してきた知識・技術および助産学実習Ⅰでの学びから考察し、助産師としてのケアの質を向上させる。助産院運営のための地域連携について理解し、開業に必要な基礎的能力を身に付ける。</p> <p>妊娠中期から産後1か月の母子を受け持ち、これまでの知識・実践をふまえ、研究的視点を持って診断し、切れ目のないケアについて探究するとともに、よりきめ細やかなケアを実践し評価する。</p> |
| | 助産学実習Ⅲ 武田 江里子 教授 東 真梨子 助教 上島 久美子 特任助教 | <p>助産学特論・演習・実習で修得してきた知識・技術の上に、ハイリスクにある対象が安全・安楽に経過するための支援を学ぶ。妊娠前から妊娠中、分娩時、産褥期それぞれのリスク状態を判断し、異常に移行させないケア及び異常時のケア能力を身に付ける。「実践、相談、調整、倫理調整、教育、研究」の中の「実践、調整、倫理調整」について、専門性を発揮するための基礎的能力を強化する。</p> <p>修了前には、各学生の課題に応じた実習を行うことで実践力を強化し、より具体的な助産観をもつ。</p> |
| | 助産学実習IV 武田 江里子 教授 東 真梨子 助教 | <p>地域母子保健活動の実際、及び地域との連携が必要な対象へのケアを通して、助産学特論VIII・IXで修得した知識からエビデンスに基づくケアについて理解を深め、地域における助産師としての役割を探求する。対象者の周産期からの状況を振り返り、子どもの生後6か月までの成長発達について理解を深め、周産期から育児期におけるリスクへの予防的関わりを模索する。在留外国人への性教育・子育て支援を通して、様々な状況下にある対象者のニーズを理解し、必要な支援について考察する。</p> |
| | 助産学実習V 武田 江里子 教授 東 真梨子 助教 | <p>助産学特論VIIでの知識の基に、病院・診療所における管理の実際を体験することで、それぞれの施設における管理者の役割を学び、よりよい物的環境、人的環境とはどのような環境かを模索し、マネジメントできる基礎的能力を身に付ける。「実践、相談、調整、倫理調整、教育、研究」の中の「相談、教育、研究」について、管理者の視点を学び、専門性を引き出すためのマネジメントについて探究する。</p> |
| | 助産学研究 尾島 俊之 教授 武田 江里子 教授 | <p>助産学実践の改善・向上の知見を得るために、助産実践の諸現象を科学的に解明するための研究について理解を深める。自らの疑問（Clinical Question）や研究課題（Research Question）を明確にし、研究計画書を作成する。</p> |
| | 助産学課題研究 武田 江里子 教授 | <p>助産実践の改善・向上のための研究の位置づけを理解し、研究計画に則ってデータ収集、分析、結果の読み取り及び考察といった一連の研究過程を学び、論文を作成する。研究論文を読み解く力を持つことで研究を助産ケアに活かすための基礎的能力を培う。助産院での継続事例実習により、より個別性を踏まえたケア・関わりを実施し評価する。</p> |

2 募集区分の担当教員等

(令和6年4月1日現在)

| 区 分 | 担 当 教 員 | 電 話 番 号 | 電 子 メ ー ル |
|-----|------------|--------------|------------------------|
| 助産学 | 武 田 江里子 教授 | 053-435-2510 | etakeda@hama-med.ac.jp |

3 授業科目一覧（令和6年度）

| 授業科目の名称 | | 授業を行う年次 | 単位数 | 摘要 |
|---------|------------|---------|-----|------------------------------------|
| 共通科目 | 看護研究 | 1 | 2 | 看護研究・看護教育論 計4単位を必修選択とし、4単位以上を選択 |
| | 看護教育論 | 1 | 2 | |
| | 看護理論 | 1 | 2 | |
| | 看護倫理 | 1 | 2 | |
| | 看護政策論 | 1 | 2 | |
| | 免疫学 | 1 | 2 | |
| 専門科目 | 助産学特論 I | 1 | 2 | 57単位を必修 |
| | 助産学特論 II | 1 | 2 | |
| | 助産学特論 III | 1 | 3 | |
| | 助産学特論 IV | 2 | 1 | |
| | 助産学特論 V | 1 | 3 | |
| | 助産学特論 VI | 1 | 2 | |
| | 助産学特論 VII | 1 | 2 | |
| | 助産学特論 VIII | 1 | 3 | |
| | 助産学特論 IX | 2 | 2 | |
| | 助産学演習 I | 1 | 3 | |
| | 助産学演習 II | 1・2 | 3 | |
| | 助産学実習 I | 1 | 11 | |
| | 助産学実習 II | 1・2 | 5 | |
| | 助産学実習 III | 2 | 6 | |
| | 助産学実習 IV | 2 | 3 | |
| | 助産学実習 V | 2 | 1 | |
| | 助産学研究 | 1 | 1 | |
| | 助産学課題研究 | 2 | 4 | |

4 修了の要件

博士前期課程（助産師養成コース）修了の要件は、大学院に2年以上在学し、61単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士前期課程（助産師養成コース）の目的に応じ、特定の課題についての研究の成果の審査及び試験に合格することです。

5 学位の授与

博士前期課程を修了した者には、修士（看護学）の学位を授与します。

6 修了後の資格

助産師国家試験の受験資格
受胎調節実地指導員の申請資格
新生児蘇生法「専門」コース(A)の認定

7 奨学金制度**(1) 日本学生支援機構奨学金**

人物、学業ともに特に優れ、かつ、健康であって、経済的理由により修学に困難があると認められる者に対して、選考の上、独立行政法人日本学生支援機構法の規定に基づいて次の奨学金が貸与されます。

| 第一種／定額型（無利子） | 第二種／選択型（有利子） |
|--------------|--------------------------|
| 月額5万円又は8万8千円 | 月額5万円、8万円、10万円、13万円、15万円 |

(2) その他の奨学金

地方公共団体及び民間育英団体による各種の奨学金制度があります。これらの奨学金は、いずれも学業成績が優秀で、経済的理由により修学が困難な者に、選考の上、貸与又は給付されます。

8 教育研究災害傷害補償制度

公益財団法人日本国際教育支援協会の学生教育研究災害傷害保険に加入することとなっています。

災害救助法の適用地域で被災された方々の入学検定料の免除について

本学では、災害救助法適用地域で被災された方の経済的負担を軽減し、受験者の進学機会の確保を図るため、次のとおり入学検定料免除の特例措置を実施いたします。

1. 免除対象となる入学者選抜試験

本学が実施する入学者選抜試験

2. 免除の対象者

本学が実施する入学者選抜試験の志願者で、本人又は主たる家計支持者が災害救助法適用地域において被災し、次のいずれかに該当する方

- (1) 家屋が全壊、大規模半壊、半壊、流失のり災証明書が得られる場合
- (2) 主たる家計支持者が死亡又は行方不明の場合

3. 必要書類

- (1) 「入学検定料免除申請書」(本学ホームページからダウンロードしてください)
- (2) 「り災証明書」(上記2の(1)に該当する方)
- (3) 死亡又は行方不明を証明する書類(上記2の(2)に該当する方)

4. 申請の方法

入学検定料の免除を受けようとする場合、出願前に下記連絡先まで電話連絡してください。

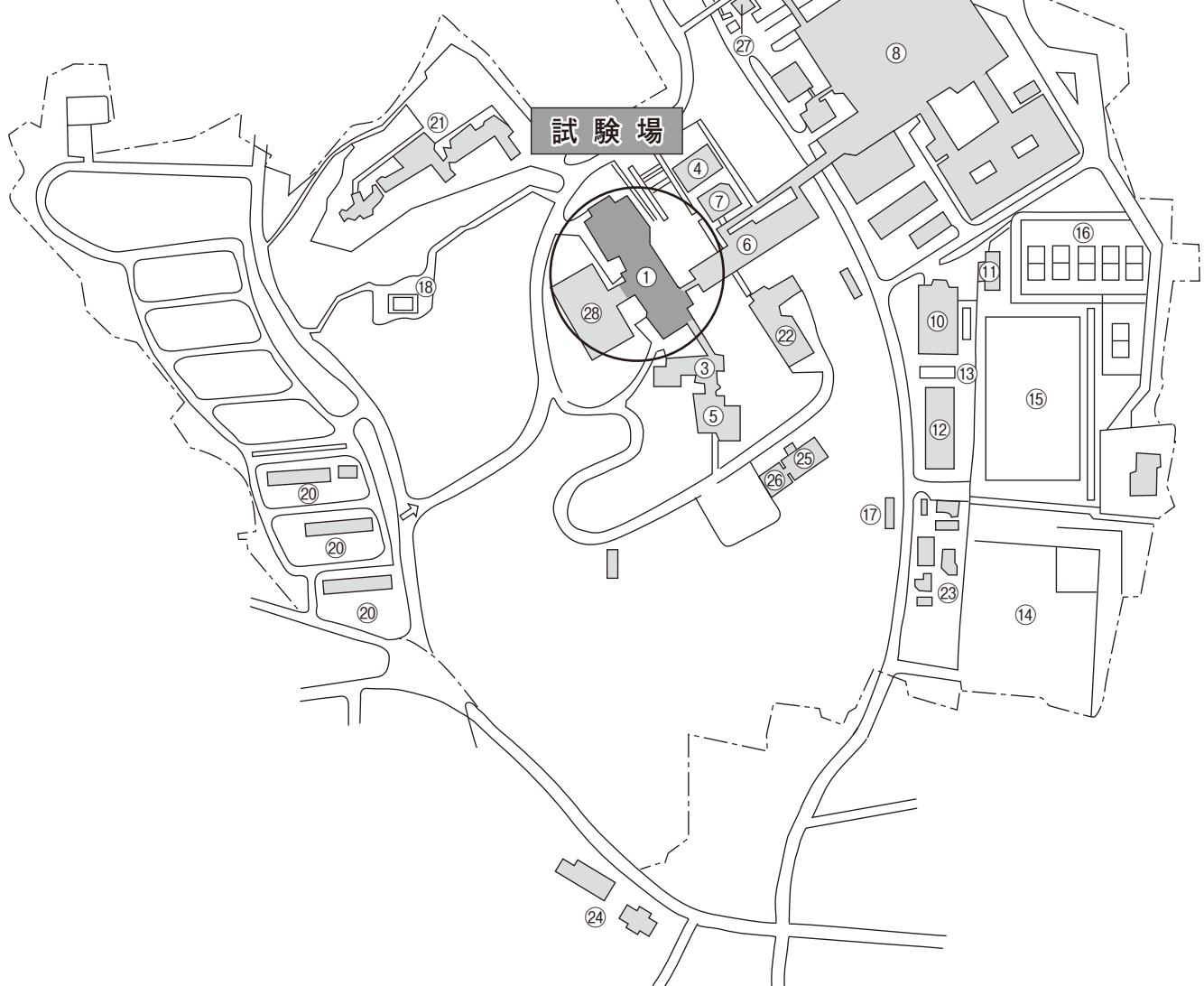
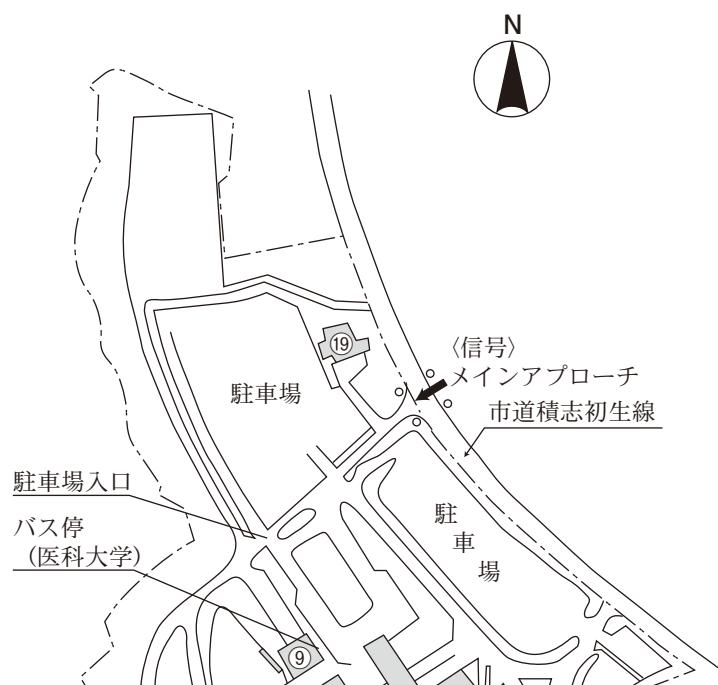
なお、本人又は主たる家計支持者の居住地が、福島第一原子力発電所事故により警戒区域、計画的避難区域、帰還困難区域、居住制限区域又は避難指示解除準備区域に指定された場合にも免除の対象となることがありますので、お問い合わせください。

入学検定料の免除に関する問い合わせ先

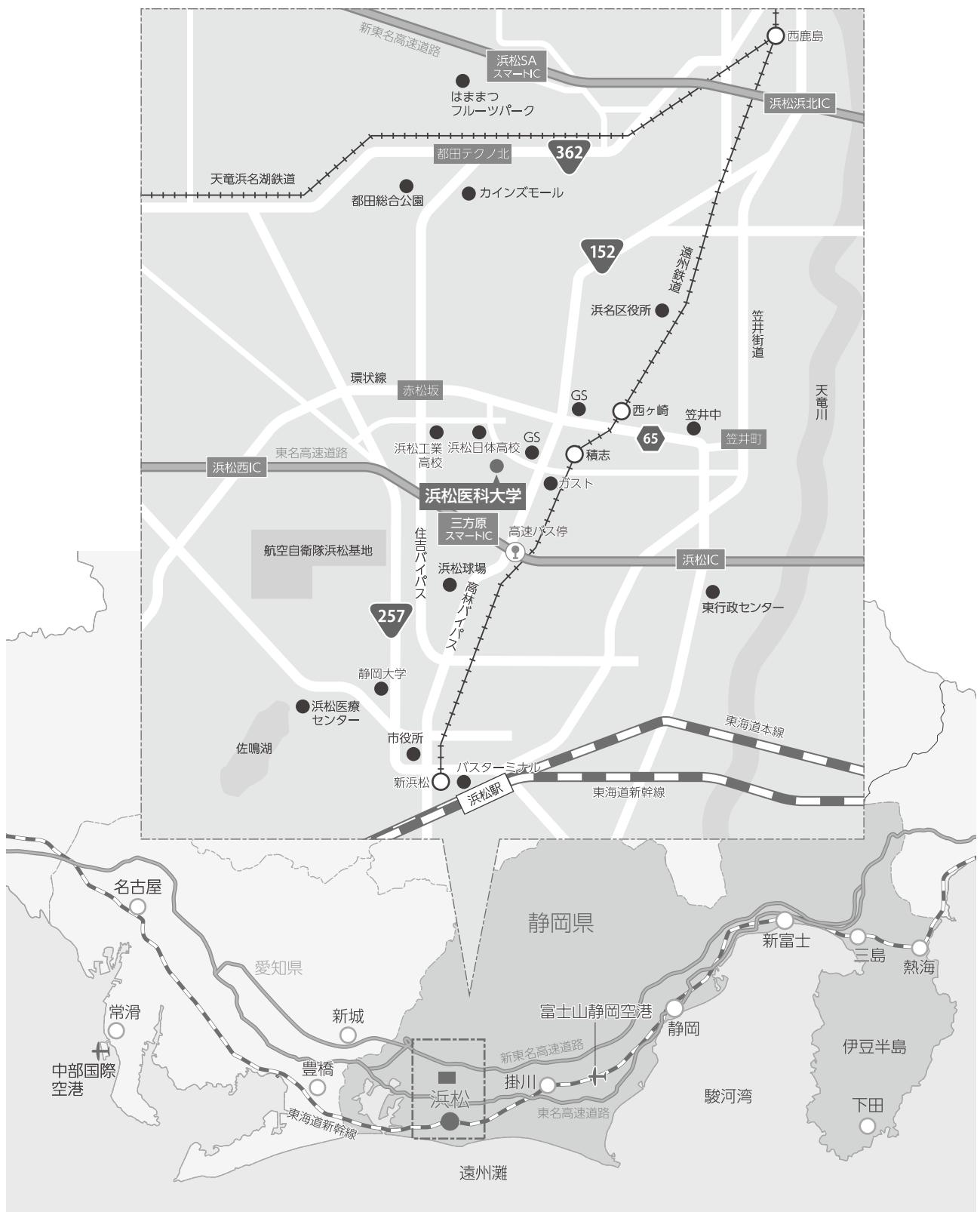
浜松医科大学入試課入学試験係 電話 053-435-2205

キャンパス案内

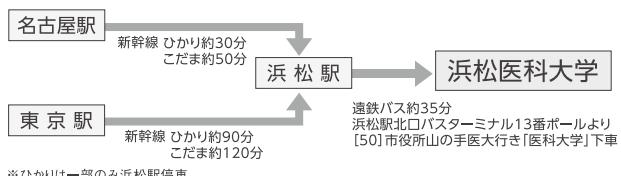
| 番号 | 主要施設名称 | 番号 | 主要施設名称 |
|----|----------------|----|----------------|
| 1 | 講義実習棟 | 15 | サッカー・ラグビーグラウンド |
| 2 | 臨床講義棟・保健管理センター | 16 | テニスコート |
| 3 | 福利施設棟 | 17 | 弓道場 |
| 4 | 看護学科棟 | 18 | 慰靈塔 |
| 5 | 附属図書館 | 19 | 半田山会館 |
| 6 | 基礎・臨床研究棟 | 20 | 職員宿舎 |
| 7 | 医工連携拠点棟 | 21 | 看護師宿舎 |
| 8 | 附属病院 | 22 | R I 動物実験施設 |
| 9 | 管理棟 | 23 | 医療廃棄物処理センター |
| 10 | 体育館 | 24 | 国際交流会館 |
| 11 | 武道館 | 25 | フォトン研究棟 |
| 12 | プール(50M) | 26 | サイクロトロン棟 |
| 13 | プール更衣室 | 27 | 探索的臨床研究施設 |
| 14 | 野球場 | 28 | 総合人間科学・基礎研究棟 |



浜松医科大学位置図



■交通(新幹線・バス)



■自動車

